



こうち労政情報

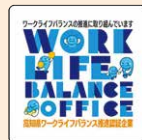
雇用労働政策課のホームページにも掲載しています

令和6年度 第1号

(2024年5月末日発行)

「こうち労政情報」では県内の企業の皆さまに労働関連情報をお届けします。

高知県ワークライフバランス推進企業認証制度 ポータルサイトを開設しました!



高知県では、ワークライフバランスの推進に積極的に取り組む企業を「高知県ワークライフバランス推進企業」として認証しています。(令和6年5月1日現在、533社を認証)

この度、認証制度のより一層の普及・拡大を図るため、「高知県ワークライフバランス推進企業認証制度ポータルサイト」を令和6年3月に開設いたしました。

求職者の方は働きやすい職場を探すためのツールとして、認証企業の皆さまは自社の魅力を発信し、人材確保につなげる手段の一つとして本ポータルサイトをぜひご活用ください!

ポータルサイトはこちら:
<https://kochi-wlb.jp/>



◎認証企業側で企業情報のページ内容を更新することができます!

(自社の求人情報リンク、関連する国や県の認証取得状況も新たに掲載可能に)

◎様々な条件で認証企業を絞り込み検索し、企業情報を閲覧することができます!

(「認証部門別」、「ワークライフバランスのための制度」、「業種別」、「エリア別」、「採用情報の有無」など)

働きやすい環境整備事業費補助金を活用して 人材確保・定着につなげませんか?

6月募集開始予定!

女性をはじめとする働く意欲のある人が、適材適所で活躍できるような環境整備を行う中小企業等に対する支援を行います。

■補助対象経費

- | | |
|---|--|
| ①ハード事業(施設・設備等整備) | 補助率: 2/3以内……………補助上限額: 600万円(下限額10万円) |
| ②ソフト事業
(就業規則の見直し・作成及び
環境整備に係る助言等) | <ul style="list-style-type: none"> ・就業規則、テレワーク、副業・兼業規定等関連規定の見直し、作成
補助率: 2/3以内……………補助上限額: 10万円 ・高知県登録働き方改革コンサルタントの派遣等に要する費用
補助率: 10/10……………補助上限額: 5万円 |

※詳細は高知県商工労働部雇用労働政策課ホームページをご確認ください。

【問い合わせ】高知県商工労働部雇用労働政策課 働き方改革担当 TEL 088-823-9764

令和6年度「土佐の匠」認定候補者の推薦募集について

高知県では、平成8年度から県内産業の基盤となってきた熟練技能や古くから受け継がれてきた伝統芸能の優れた継承者を「土佐の匠」として認定しています。

この制度は、若者の技能離れや技能後継者不足が言われる中で、技能の普及・振興や後継者育成に寄与し、第一線で活躍する優れた技能を持つ方々を「土佐の匠」に認定することにより、技能後継者の意欲の向上と、技能を尊重し大切に社会の実現を図ることを目的としています。

これまでに33職種129名の方々を認定していますが、ただいま令和6年度「土佐の匠」認定候補者の推薦を募集しています。

推薦は、個人推薦・団体推薦のどちらも可能です。

詳しくは、高知県雇用労働政策課ホームページに掲載している「土佐の匠認定要綱」や推薦様式等をご確認のうえ、6月28日(金)までに推薦書類をご提出ください。

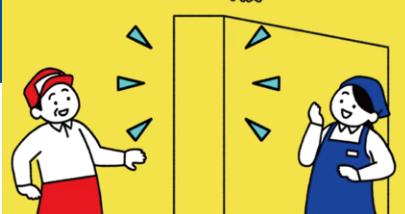


土佐の匠



【問い合わせ】高知県商工労働部雇用労働政策課 能力開発担当 TEL 088-823-9765

「年収の壁」突破しませんか



年収の壁対策として

労働者1人につき**最大50万円**助成します!

キャリアアップ助成金

社会保険適用時処遇改善コース
についてはこちらをご覧ください▶

【問い合わせ】高知労働局助成金センター TEL 088-878-5328



▶令和5年10月から、**キャリアアップ助成金**に「社会保険適用時処遇改善コース」を新設しました!

労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入を増加させる取組を行った事業主に助成

(1) 手当等支給メニュー

要 件	1人当たり助成額
①賃金の 15%以上 を追加支給 (社会保険適用促進手当など)	1年目 20万円 (注)
②賃金の 15%以上 を追加支給 (社会保険適用促進手当など) 3年目以降、③の取組	2年目 20万円 (注)
③賃金の 18%以上 を増額	3年目 10万円

(注) 1,2年目は取組から6ヶ月ごとに支給申請(1回当たり10万円支給)

(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

※助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。

※(2) 4時間未満の延長の場合は、併せて基本給の増額が必要。

※1年目に(1)①の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることも可能(併用メニュー)。

(上述の組み合わせの場合に限り、同一の対象者についてメニューをまたいだ助成を受けることができます。)

◆社会保険適用促進手当

事業主が社会保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、**本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。**

※本助成金については、**令和5年10月1日から令和8年3月31日までの間に新たに社会保険の加入要件を満たし、適用されることとなった労働者が対象になります。**

▶**キャリアアップ計画書を事前に提出しましょう!**

※キャリアアップ計画書を作成し、**取組を開始する日の前日までに、管轄労働局まで提出してください。**(不備があると当日の受理ができませんので、余裕を持ってご準備ください。)

障害者の雇用について

労務改善

Q&A

Q

令和6年4月から障害者雇用について、法定雇用率が引き上げられるなどの変更があったと聞きましたが、どのような内容ですか。

A

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」の実現を目指して、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、事業主には、原則として法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

具体的には、常時雇用する労働者数(週所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者は0.5人で算定)に法定雇用率を乗じて得た数(1人未満の端数は切捨て)以上の障害者を雇用する必要があります。

令和6年4月から障害者雇用について、法定雇用率などが次の1~3のとおり変更されました。また、障害者雇用の促進・継続を図るための助成金も新設・拡充されます。

1 法定雇用率の引上げ

障害者の法定雇用率は、民間企業について令和6年3月までは2.3%とされていましたが、4月から2.5%に引き上げられました(令和8年7月からは2.7%に引上げ予定)。

2 対象事業主の範囲の拡大

上記1に伴い、対象となる民間事業主の範囲は、これまでは常時雇用する労働者数が43.5人以上でしたが、40.0人以上に拡大されました。対象となる事業主は、年1回障害者の雇用状況を公共職業安定所に報告する必要があります。

3 法定雇用率算定方法の変更

障害者雇用における障害者の算定方法について、週所定労働時間が20時間未満の障害者は人数に算定されていませんでしたが、令和6年4月から10時間以上20時間未満である精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者は、1人をもって0.5人と算定できるようになりました。

そのほか、令和7年4からは、障害者の就業が困難な職種が相当の割合を占める業種について定められている除外率も引き下げられます。

(参考)厚生労働省リーフレット「障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について」



高知県労働委員会

〒780-0850
高知市丸ノ内 2-4-1 県庁北庁舎 4F

お気軽にご相談ください!

TEL 088-821-4645